

# 退職金規程

株式会社 リィツメディカル

---

平成 27 年 4 月 1 日 制定  
平成 年 月 日 届出

### **(目 的)**

第1条 この規程は、就業規則第60条の社員の退職金について定める。

### **(退職金制度)**

第2条 社員の退職金制度は、企業型確定拠出年金によるものとする。

### **(確定拠出年金)**

第3条 前条に定める企業型確定拠出年金については、T & D 4 0 1 k 総合型プラン企業年金規約の規程に従うものとする。

### **(確定拠出年金掛金の基準給与)**

第4条 確定拠出年金の算定基礎となる基準給与は、給与規程第18条に定める基本給とする。

ただし、休職・育児・介護休業期間中については、拠出しない。手数料については、別途各個人に請求をする。

2 勤務年数が3年未満の社員については、拠出金を会社へ返金する。

## **附 則**

1. この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
2. この規程を改廃する場合は、社員代表者の意見を聴いて行う。